外部講師を活用したがん教育の実施の流れ　※日程は令和４年度実施用

【私立学校】(例)

1. 府保健体育課は、私学課に対し「がん教育に係る外部講師派遣　実施要項」及び「一覧」を送付。
2. 私学課は、所管の中学校・高等学校に対し、本事業を周知。
3. 各私立学校は、「一覧」を参照し、派遣希望医療機関へ第１希望から順番に連絡を取り、実施医療機関、実施日等を決定し、事前打ち合わせを開始。
4. 実施校は、派遣医療機関が決定したのち、別紙２「がん教育実施決定書」を私学課に提出。
5. 私学課は、実施校から提出された別紙２「がん教育実施決定書」をその都度保健体育課へ提出。
6. がん教育の実施。
7. 実施校は、私学課へ別紙３「がん教育実施報告書」を提出。

（実施後２週間以内）

1. 私学課は、実施校から提出された別紙３「がん教育実施報告書」をその都度保健体育課へ提出。

※　講師の派遣旅費については、各学校で負担。